

平成 29 年 度

第 6 回

多良木町農業委員会総会議事録

平成 29 年 9 月 8 日

多良木町農業委員会

平成29年度

第6回

多良木町農業委員会総会議事録

1 場所 役場委員会室

2 日時 平成29年9月8日(金)午前9時

3 出席委員

1	谷口 照幸	2	児玉 ちさ子	3	小田 康宣	4	深水 良子
5	椎葉 史郎	6	田山 俊博	7	星原 一男	8	岩崎 正行
9	西 辰郎	10	西 丈一	11	秋山 昇	12	黒木 康德
13	尾方 隆博	14	加藤 征一郎	15	藤本 優	16	益田 良則
		18	福嶋 重實	19	中野 友春	20	田中 英一

4 欠席委員

17	林田 裕司						
----	-------	--	--	--	--	--	--

5 事務局出席

局長 川越 恭子	係長 佐々木 英人	参事 小田 智子
----------	-----------	----------

6 議事

日程第1

議事録署名

6 番	7 番
-----	-----

日程第2

議案第 21 号 農地法第3条第1項の規定に夜許可申請について

日程第3

議案第 22 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見進達について

日程第4

議案第 23 号 多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第5

議案第 24 号 事前調査委員の指名について

日程第6

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について

日程第7

報告第9号 許可不要転用届けの報告について

日程第8

その他

○事務局

只今より、平成 29 年度第 6 回多良木町農業委員会総会を開催いたします。

会長よりご挨拶をお願いします。

○会長

おはようございます。

皆様方にはお忙しい中に、総会に出席をしていただきましてありがとうございます。

9 月になっても、夏日が続いておりましたが、ここ二、三日のぐずついた天候によって、秋らしい気候になるのかなと思っておりましたが今日も暑い日であるようです。

またこのところの晴天続きで、農作物への影響も懸念されておりましたが、昨日もある程度の雨が降っているようでして、その心配は解消されたかなと思っております。

又、昨日の 7 日は、熊本市内で開催された熊本県農業年金加入推進特別研修に出席をしておりまして、多良木町では、年金推進部長事務局と共に参加をし、研修を受けてまいりました。

研修の冒頭、28 年度においての農業者年金の加入に優秀な成績を収められた市町村とか、個人をたたえる表彰式がありまして、多良木町は、団体の部で 3 市町同率一位で受賞をしておりました。

今回の受賞は県が定める目標値ですね、市町村ごとに目標値定めてありますが、それを基準に採点されるもので、多良木町は、2 名の設定でありましたが、6 名の加入者がありまして、加入率 300%という成績でありました。

今年度につきましてもこういった表彰式とかありますが、ことしも 2 名の県の目標値設定でありまして、既に 7 月末時点で、4 名の参加者がありました。

今年度も受賞の期待が高まっておりますが、受賞するとかに重きを置いているわけはありません。

農業者年金は、農地法の 3 条 4 条 5 条の審査ですねそこで行っておりますが、それと、耕作放棄地の発生防止解消と並んで、農業委員会の仕事の 3 本柱とされております。

だれでも年をとっていきますし、将来もあります。

年金の推進活動は、農業者の将来の生活安定からもう非常に高い必要性があると考えております。

ご存知のように積み立て方式でありまして、財政的にも安定をしております。

また終身年金です。

税制の優遇措置もあります最も有利な年金制度と言われておりますので、今後も、農業者の将来の備えとして、年金の推進活動に、積極的に取り組んでいただきますようお願いをいたしておきます。

きょうは、全員出席の予定でしたが、1 名 17 番が欠席です。

今総会は、成立をしております。

また昨日から、現地調査につきましては、調査委員の方にはご苦労様でした。

後ほど現地の調査の発表をしていただきたいと思います。

まだまだですね、暑い日が続くようでございますので、どうか体調管理には十分注意をしていただきまして、健康でお過ごしをいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長

着座の上議事の進行をさせていただきます。

議事録作成の際に内容を変更しない程度に調整させていただくことをご了承下さい。

それではまず、日程第 1 の議事録署名委員の指名でございますが、私から指名をすることにご異議ありませんでしょうか。

ないようですので、私のから指名をさせていただきます。

6 番、7 番にお願いをいたしておきます。

事務局の方であと議事の取りまとめはいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

それでは、日程第 2、議案第 21 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局

日程第 2、議案第 21 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてです。

下記のとおり、農地の権利移転等についての許可申請がありましたので、許可、不許可についての意見を決定していただくものです。

番号 1 番、ご覧のとおりです。

槻木のほうまで通い耕作をされるのが困難ということで、いとこの方に譲るということでした。

○議長

ただいまの説明に関して調査委員の方から報告をお願いします。

○3 番

昨日、私と 7 番、15 番、事務局とで調査しました。

現地調査地は農振農用地区域内農地です。

耕作または養畜の事業に必要な機械の保有状況農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供するべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

譲受人は常時農作業に従事すると見込まれます。

譲受人が耕作の事業に供する農地の面積の合計は 8568 m²で下限面積の 2 反以上です。

許可申請に係る農地は、譲り渡し人の所有農地です。

申請農地は農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

以上のようなことから、許可条件等による許可要件はすべて満たしていると考えま。

○議長

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。

○6番

まず譲り請け人の年齢は、

○事務局

60代です。

○6番

ばらばらの土地が現在耕作されているのか。
それでこの2枚目のにつきましてもこれは畑というのですが大きな木が立っているというのではなかろうかと思う。
ですから、こぎゃんところはもう地目変更してですよ、そうしたほうがよかろうかと、そのまんまの状態でもってということです、統制がとれんちやなかかかと思うんですよ。
ですからやっぱりぴしゃっとしたところで、売買する場合には、していただきたいと、以上です。

○事務局

ここの土地につきましては、クリを植えられるということでお話を伺っております。
小林とトヤガノは田をつくれるということで、ツヅラビラの畑はクリを植えられるそうです。
それから農振地域になっておりますので、守らなければならない農地として守らなければならないところになっております。
今からクリを植えられて守られるそうです。

○事務局

すいません3ページの図面をちょっとごらんいただきたいと思うんですが、字図とか地籍図をちょっと完成での重ねた形になっておりまして若干ずれとつところがあります。
譲受人が栗を植栽されるということで、耕作放棄地の再生利用ということで、耕作放棄地を解消する事業があるので、そちらでも使って、畑として有効利用していただければとご案内しようと思ってるところです。
よろしく申し上げます。

○6番

栗を新植しやっところは金のくつとでしよ。
今、栗ば新植しやっところは金ばくいやつとでしよ。
申請すれば。

○事務局

はい、今おっしゃった国の事業のお金に来るっていうお話なんですけど、先日ちょっと農協さんからお聞きしたんですけど、栗の選果場ができておりまして、栗がまだ結構受

け入れられる状態で、足りていないという話を聞いております。

農協としても栗の生産を増やそうとかんがてるようで、具体的にあいてる農地、ある程度の規模とかもいると思うんですけど、そこら辺の話はまだ聞いてないところがございます。

農林課の課長からですね、国のそういう事業があるっていうことを聞いてるんですけど、具体的な内容はですね、お聞きしておりませんので、後日の総会で内容を農協に聞きましてご報告させていただければと思います。

○15 番

私が新植するって言うところが、今まで農協に栗を出した実績のあれば 1 反に苗木植えれば全部、補助。

そして、3 年ですね下払い、翌 5 年目に検査をする、5 年目に栗が植栽してなければ全額返還だそうです。

申し込みました農協に役場の農林課の地図に付けてどこに植栽するか、申し込む。

来年、ことしの秋ですたいね、もう苗も来ます。

苗はこっちから選定せずに、農協が選定した苗を植栽してくれという事でした。

○議長

栗の新植の補助事業等につきましては、来月の総会で、調べて、お知らせということでした。

ほかにございませんか。

議案第 21 号についてありませんか。

はい。

ないようですので、議案第 21 番の町第 3 条第 9 の規定による許可申請に対する可否の決定については、決定とさせていただきます。

日程第 3、議案第 22 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見進達についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○事務局

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する進達意見決定について、下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請がありましたので、許可、不許可についての進達意見を決定していただくものです。

番号 1 番、権利の内容等ごらんのとおりですが、住宅を建設されるそうでして、水上から転入をしてこられるというお話です。

番号 2 番。

申請物件権利な内容をごらんのとおりです。

ご審議よろしく願いいたします。

○議長

説明がありましたが、これに関連して、調査委員からの、調査結果の結果の報告をお願いします。

○7 番

ただいま事務局の方から、説明ありました、議案第 22 号の 1 番と 2 番の事前調査の説明をしたいと思います。

1 番の方から、説明いたします。

農地法に基づく許可検討事項について、議案、第 22 号、番号 1 番の説明をいたします。

平成 29 年 9 月 7 日、3 番、7 番、15 番、事務局、本人の代理人の立ち会いのもとに、現地調査しました。

申請地は、第 3 種農地です。

水道下水道が埋設されている道路に面して、500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設がある区域内です。

譲受人は、現在、水上に居住されていますが、当地に住宅を建設し、転入されるものです。

転用の妨げになるようなものは認められず、資力や目的実現の確実性があると思います。

被害の防除については、排水計画と、何かあった場合は、善処されることになっております。

以上のようなことが許可条件等による許可要件にすべて満たしていると考えております。

続きまして、2 番の方の事前調査をご説明をいたします。

農地法に基づく許可検討事項について、議案第 22 号番号 2 番の説明をいたします。

立会人はさっきの 1 番と一緒にです。

申請地は第 2 種農地です。

住宅や事業用施設、公益的な施設が、連なっている区域に隣接し、10 ヘクタール以上の広がりが無い区域です。

譲受人の経営している病院の、隣接地で、駐車場にされるという説明でした。

周囲は住宅地で駐車場として利用される隣接した土地がここ以外にないということで申請されております。

転用の妨げになるようなものは認められず、資力や目的実現の確実性はあると思います。

計画面積の妥当性は事業の目的から見て妥当と思われます。

被害の防除については、排水計画等され、何かあった場合は、自分たちで、対処されるということでした。

以上のようなことから、許可条件等による許可要件はすべて満たしていると考えてお

ります。

1 番の購入価格が 45 万円だそうです。

全面積で。

それと、2 番の土地購入が 70 万円という説明でした。

報告を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

この件について何か補足説明がありませんか。

ないようですので、これより質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ありましたら、出していただきたいと思います。

○13 番

番号 1 番のこの黒肥地の蓑田っていう字ですけども、どの辺になるんですかねわかりにくいので。

お手持ちの図面の色をつけてある部分の左側の番号が入っている 868-0502 の下のところは黒肥地公民館になります。

不作付地になってる場所になります。

ちょうど道がですね道路改良がしてありまして、離合カ所を新設されたところになります。

○議長

13 番わかりましたか。

はい。

ほかにありませんか。

別に意見が無いようですので、議案第 22 号は、全員賛成ということで、決定し、県の方に進達したいと思います。

日程第 4、議案第 23 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

23 号については議事参与の制限によって、13 番退席をお願いします。

退席された委員の議案について説明をお願いします。

平成 29 年第 9 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、計画書につきまして、8 月 30 日付けで多良木町長より、農地利用集積計画の決定を求められております。

議事参与者の分のご説明をさせていただきたいと思います。

別冊の資料をごらんください。

(議事参与分について説明) 以上になります。

○議長

ただいま説明がありました案件の内容について、何かご質問・ご意見ありませんか。

ないようですので、退席された委員の入室をお願いします。

次に、議案第 23 号の残りの部分の説明をお願いします。

○事務局

続きまして、引き続き別冊の方をごらんください。

(残りの分について説明) 以上、計画の要請内容につきましては、経営面積従事日数など農業経営基盤促進強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。説明以上になります。

よろしくをお願いします。

○議長

質疑に入ります。

議案第 23 号について、ご質問なりご意見なりありましたら出していただきたいと思

います。

ありませんか。

ないようですので、全員賛成ということで、議案第 23 号は、原案のとおり決定をさせていただきます。

日程第 5 議案第 24 号、事前調査委員の指名についてを議題といたします。

次回の総会の予定を 10 月 10 日火曜日午前 9 時から事前調査を 10 月 6 日金曜日の午前 9 時から、予定をしております。

調査委員につきましては 4 番、5 番、16 番を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。

日程につきましてはいかがですか 10 月 6 日、事前調査、10 日、総会という点につきましてはいかがでしょう。

それでは決定させていただきます。

10 月 6 日金曜午前 9 時から 4 番、5 番、16 番が調査員として、10 月 10 日火曜午前 9 時から総会を開催させていただきます。

よろしく願いしておきます。

次に、報告事項に入ります。

日程第 6 報告第 8 号の農地法 18 条第 6 項の規定により、小作地の合意解約の報告について事務局より報告、説明をお願いします。

○事務局

日程第 6、報告第 8 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、平成 29 年 7 月 26 日から平成 29 年 8 月 25 日までの分を報告させていただきます。

今回は、4 件の分が出てきております。

(説明)

○6 番

先ほどの番号2番の件でこれは枝番のついでですけど、隣と……。

○事務局

はい、これはですね、地番がおっしゃるとおり違いまして、4355番2、が転用ということで、物件が出てきております。

1は、その隣になります。

こちらが、435の1ということで、合意解約そういうことです。

こちらの物件につきましては、法務局の方から、以前いろいろやりとりをお互いされておりました、時効取得ということで、物件の取得状況が変わりまして、どうしても合意解約必要ということなんです。

地番については似ておりますが、間違っておりません。

○議長

ほかにありませんか。

ないようですので、報告第8号はこれで終わります。

続きまして、日程第7、報告第9号、許可不要転用届の報告について、説明をお願いします。

2・3日ほど前に許可不要転用の届け出が県の方から来ておりましたので、きょうの総会のほうにかけさせていただくことにしました。

朝、差しかえ分としてお渡した分です。

表の方に、日程第7号で追加をさせていただいております。

2枚目の方が内容等の議案になっておりますので、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

槻木の湯原の方にソフトバンクが、携帯電話の無線基地局を建てられるということです。

よろしくをお願いします。

第9号の説明が終わりました。

この件について何か皆さん方からご質問等あれば、伺いたいと思います。

特に発言がないようですので以上で報告第9号は終わります。

以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

○事務局

それでは平成29年第6回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。

議長

6番委員

7番委員

書記